



主な保険用語の説明

保険用語	説明
約款	契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを記載したものです。
保険証券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
主契約（基本取扱契約）と特約	基本となる契約内容を主契約（基本取扱契約）といい、保障内容を充実させるなどのために主契約（基本取扱契約）に付加する契約内容を特約といいます。
責任開始日	契約の引受けを当社が承諾した場合に、第1回目の保険料の払込みおよび告知が完了した日をいいます。
契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）をもつ人のことをいいます。
被保険者	保険の対象となっている人のことをいいます。
受取人	死亡保険金・入院給付金などを受け取る人のことをいいます。
保険金	被保険者の死亡・高度障害などのときにお支払いするお金のことです。
給付金	被保険者の入院・手術などのときにお支払いするお金のことです。
保険料	契約者から保険会社にお支払いいただくお金のことです。
支払理由	約款で定める、保険金などをお支払いする理由をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金などをお支払いできない事由をいいます。
告知義務と告知義務違反	契約者または被保険者には、契約の申込みをするときに過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態など、当社が質問する事項について報告していただく必要があります。これを「告知義務」といいます。 質問した事項について事実と反して報告がなかったり、事実を曲げて報告したときなどには、告知義務違反として、当社は契約（特約）の効力を消滅させる（解除する）ことがあります。
解除	告知義務違反などにより、契約（特約）の全部または一部を消滅させることをいいます。